

があり、一区切りつけることとなった。

今回の問題でセンターが関わらなければ、同じことが続いている

たと思われる。個人情報取り扱いについて、職員がまず十分理解することが必要ではないか。

(ひょうご労働安全衛生センター)

衆議院職員の中皮腫認定 神奈川●営繕作業で曝露、50年後に発症

衆議院で働き、悪性胸膜中皮腫で亡くなった佐藤安正さん(享年74歳)が、2011年8月31日付で、衆議院事務総長より公務災害として業務上認定された。

佐藤さんは1931年東京に生まれ、戦争中は秋保などに疎開したが、兄などを頼って東京に戻り、結婚。2人の娘にも恵まれ、1968年から川崎市の自宅において喫茶店を営業していた。

2004年、他疾病で通院していた日本医科大学付属第2病院(現日本医科大学武蔵小杉病院)から胸の異常を指摘され、精密検査を受けた結果「悪性胸膜中皮腫」と診断された。しかし、家族は主治医と相談し、本人には告知しない選択をした。この時、家族は、医師から「この病気はアスベストが原因」と言われたが、思い当たる節はなかった。

病名を知らないのが幸いしたのか、佐藤さんはしばらくはそれまでどおりの生活を送っていたが、クボタショックが起こった2005年頃から病状が急激に悪化。長女の浩代さんがアスベストセンターに相談メールを送ったのは、

佐藤さんが亡くなる5日前だった。アスベストセンター所長の名取医師から緊急案件として依頼された筆者がすぐに病室を訪問したが、すでに佐藤さんは口も聞けない状態だった。2005年9月16日、永眠。原因をはっきりさせたいと、家族は解剖を承諾された。

その後、ご兄弟の話から、佐藤さんが一時期、衆議院で働いていたことがわかった。居住歴、家族歴、職歴などを詳しくかかったところ、衆議院の事務局営繕課で働いていた時にアスベスト曝露したに違いないと考えるにいたり、アスベストセンターの協力を得ながら、衆議院の営繕における曝露の可能性を調査することとなった。

国立国会図書館等で調べると、国会議事堂は1936年に完成。地下の中央暖房システムをはじめ諸設備は当時の最新式を誇る建築物である。国会正面の階段には貴蛇紋岩が使われ、議事堂の各部屋の暖房には蒸気を使用した。この蒸気を作る汽缶室はタクマ式で(ちなみに(株)タクマの社長は2005年11月2

日に悪性胸膜中皮腫で死亡している)、完成当時は石炭ボイラーだが、佐藤さんが働いていた頃は石綿を使っていただろうと推測した。

また、図面等に加熱器周囲に「アスベスト填充」という記載があること、朝鮮や満州国の「軽量モルタル用アスベトス」が使用されていること等もわかった。

家族によると、佐藤さんはパイプに布をまく作業が得意で、エアコンの設置も自分でしていたという。それから推測すると、営繕課在籍中、あまり布をまかない上、下水道だけでなく、配管保温工事の作業にも携わっていた可能性が高くなった。

佐藤さんは1949～56年に衆議院の事務局営繕課で働いている。そこでアスベストに曝露して50数年後の2005年に発症するのも、時期的にみて妥当と思われる。

資料を整え、2009年6月24日に衆議院事務局に公務災害の申請を行った。審査は国家公務員災害補償法に従って行われるが、特別職である国会職員(衆議院・参議院・国会図書館)については、人事院判断ではなく、独自の判断となり、決定業務は衆議院事務局である。

その後、審査は遅々として進まなかったが、2011年3月9日に名取所長とともに衆議院事務局に申し入れを行ったところ、衆議院事務局が、国会議事堂でアスベストが使用されていたことを認め、同年8月31日付で業務上認定となった。国会職員では初の

認定である。

なお佐藤さんは現業職であったために、7頁の表には現われてこない。

(神奈川労災職業病センター)

▼佐藤浩代さん

(故佐藤さんのご長女)より

父の病気が「アスベスト(石綿)」が原因と分かっても、今回

の認定まで申請から2年を要しました。でも何を言っても父は私達のもとに帰ってきません。しかしながらこの結果は、あの痛みと苦しみを伴う治療法の確立や補償の道への足がかりとなることに意味があると思います。専門的に支えてくださり、またご尽力いただいた関係者の皆様に感謝を申し上げます。



療ソーシャルワーカーから相談を受け、労災申請に取り組むことになった。Sさんの母親は遠方に住んでおり、Sさんの勤務内容や日常生活などはまったく把握していない。蕎麦屋の亭主と委託先の社会保険労務士に労災申請への協力を求め、必要な資料を提供してもらった。

店にはタイムカードはあるものの、パートタイマーしか打刻していなかった。それでもSさんの場合は、蕎麦屋の営業時間と開店日から容易に勤務時間が推定できた。午前8時から午後10時までの間、食事や2時間の休憩時間を除いた時間が基本的な労働時間である。そうすると毎日の実労働時間は11時間15分。休憩は2時間45分になる。一週の休みが土曜日のみのため、月平均125時間以上の時間外労働をしていたことになる。問題は店内にいる時間でも、客がいなければ待機及び補助時間として実労働時間から除外されるおそれがあった。待機とはいえ店を離れることはできず、来客や出前の注文があれば即座に対応しなければならぬので拘束時間=実労働時間として算定できる。Sさんは脳出血で倒れる前には健康に問題はなかったようであった。

蕎麦屋の経営は有限会社だが、亭主と妻で切り盛りする個人商店と変わらない。亭主はいろいろ面倒を見てきたと話す。長時間の拘束で休日がない勤務は明らかに労基法違反である。以前にも他の蕎麦屋で働く女性の調理師さんが頸肩腕障害にな

医療相談室からつながった

東京・神奈川●MSW労災職業病入門講座

東京都内の南部にあるP病院は、脳神経外科の救命救急診療で有名な病院。脳卒中で救急外来に搬送される患者が多い。そのなかで医療相談室の医療ソーシャルワーカー(MSW)が、過重労働が原因と思われた患者の相談に対応し、東京労働安全衛生センターとも連携しながら労災認定に取り組んだ二つの事例を報告する。

1 蕎麦屋の店員が休憩で帰宅途中で脳出血を発症

Sさん(男性、50歳)は都内Y区のある蕎麦屋の店員として、蕎麦の手打ちや料理の出前などの仕事をしていた。

蕎麦屋の営業時間は午前11時から午後9時まで。Sさんは毎日午前8時に出勤し、蕎麦打ちの製麺作業を行う。15分程度で朝食を済ませてから開店まで店内

で待機。午前11時からのランチタイムには客の注文に応じて料理を調理したり出前の配達に出る。午後2時以降は出前前から容器を回収。午後3時から5時までは昼休みのため、いったん近くの自宅のアパートに帰ることが多かったようだ。午後9時に閉店になると夕食をとり、調理場や店内の片づけをしたあと午後10時過ぎに店を出て帰宅していた。

蕎麦屋の定休日は毎週土曜日のみ。祝日と5月のゴールデンウィークの3日間、お盆の3日間と正月の3日間が定休日だった。

2010年6月午後3時過ぎ、Sさんは自宅のアパートに向かう路上で突然意識を失い、その場に倒れ込んでしまった。救急車で病院に搬送され、脳出血の緊急手術を受けた。その後意識が回復せず、寝たきり状態のまま入院を続けていた。病院の医